

●育児休業の掛金免除の申出③

【記入例】同月内に、2回に分けて出生時育児休業を取得し、休業日数が14日を超えた場合

湯島学園の私学一郎さんが令和〇〇年10月6日に生まれた私学翔平さんに係る出生時育児休業を出産予定日である令和〇〇年10月1日から16日まで(途中就業日数4日)と27日から29日(途中就業日数なし)の2回に分けて取得して、休業日数が14日以上になったので、出生時育児休業の掛金免除を申請する。

記入箇所・記入例(出生時育児休業の申出)

産前産後休業 育児休業等 掛金等免除申出書

下記のとおり申し出ます。

令和 〇〇 年 10 月 5 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等所在地	郵便番号 (113 - 0013)
	東京都文京区明神1-3-5
学校法人等名	湯島学園
代表者名	理事長 湯島 太郎
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	局番 番号 担当者氏名
	03 ( 3800 ) 1000 人事課 ●●●

下記の申し出は事実と相違ないことを証明します。

令和 〇〇 年 10 月 5 日

★赤枠で囲った部分のみ記入をしてください。

加入者番号	加入者氏名	生年月日	性別
13A123456780	私学一郎	昭和 020710	1. 男
		平成 020710	2. 女

<産前産後休業>

申出 11702  訂正 11703  取消 11701

←該当の口に✓を入れてください。

書類に不備があった場合、確認の電話をする場合があります。連絡先と担当者氏名は必ず記入してください。

開始年月日	終了(予定)年月日	出産児数
5令和	5令和	1 単胎
出産予定年月日	出産年月日	備考
5令和	5令和	

<育児休業等>

※育児休業の申出は、**出産後から提出が可能**です。出産前の登録はできませんので、ご注意ください。

- 休業期間中に月末がない場合(月をまたがない休業)、**休業日数が14日以上**でないとその月の報酬分掛金等は免除になりません。
- 「育児休業等」「出生時育児休業」とともに、開始から終了(予定)までの引き続いた休業期間が**ひと月を超える場合のみ**、月の末日を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
- 月をまたいだ休業を複数回に分けて取得する場合は、**それぞれの休業ごとに用紙を作成**してください。

申出 11702  訂正 11703  取消 11701

←該当の口に✓を入れてください。

○育児休業等

開始年月日	終了(予定)年月日
(1) 5令和	5令和

開始年月日	終了(予定)年月日
(2) 5令和	5令和

16日間-4日間+3日間=15日間になりますので、10月分の報酬分掛金等が免除になります。

(1)と同じ月内に同じ種類の休業を再度取得する場合、(2)に記入してください。

○出生時育児休業

①	②	③
開始年月日	終了(予定)年月日	①~②のうち就業日数(※)
(1) 5令和 〇〇1001	5令和 〇〇1016	04日

①	②	③
開始年月日	終了(予定)年月日	①~②のうち就業日数(※)
(2) 5令和 〇〇1027	5令和 〇〇1029	

※「就業日数」は、出生時育児休業取得期間中に就業(勤務)する場合に、その日数を記入してください。

ただし、就業日数を除いた休業期間が14日以上ないと、その月の報酬分掛金等は免除になりません。

【子の情報】

子の氏名	生年月日	出産予定年月日	備考
カナ シカ・ク△シヨウヘイ	5令和 〇〇1006	5令和 〇〇1001	
漢字 私学翔平			

子の情報は必ず記入をしてください。

※双子など多胎児の場合は、**最後に出生した子の氏名を記入**してください。登録できるのは一人になります。

出生時育児休業の申出をされる場合は、**必ず出産予定年月日も記入**してください。

記入例のとおり、出生時育児休業は**出産予定日から取得が可能**です。また、**予定日で申出される場合も出産後に提出**をお願いいたします。